

指定地域密着型介護老人福祉施設 飛鳥野の森 重要事項説明書

令和6年8月1日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話：04-2990-1080（月～金曜日 9：00～17：00）

担 当：介護支援専門員 生澤 英典

*御不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 飛鳥野の森の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	社会福祉法人 博寿会 地域密着型特別養護老人ホーム 飛鳥野の森
所 在 地	所沢市神米金505番1
事 業 所 番 号	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1192500021号

(2) 施設の職員体制

施設長（管理者）	1名
医 師	1名（非常勤）
生活相談員	1名以上（常勤1名を含む）
栄養士	1名
機能訓練指導員	1名以上 （看護師が兼務する場合があります）
介護支援専門員	1名以上
介護職員	9名以上
看護職員	1名以上
事務職員	1名以上

(3) 施設の設備の概要

定 員	29名（全室個室）
居 室	個室 29室（15.32～17.22㎡） そのうちトイレ付個室6室（各ユニットに2室）
食堂および 機能訓練室	各ユニット1室（計3室） 110.2～113.5㎡
浴 室	ユニットごとの個別浴室（3室）と特殊浴室（1室）があります
トイレ	車いす用トイレ（各ユニットに2カ所、計6カ所）
談話コーナー	1室 他各ユニット1 計4カ所
医務室	1室

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事

③入浴

④介護

⑤洗濯

⑥機能訓練

⑦生活相談

⑧健康管理

⑨治療食の提供

⑩理美容サービス

⑪金銭出納管理サービス

⑫所持品保管

⑬レクリエーション等

4. 利用料金

(1)基本料金（地域区分別1単位の単価（6級地）10.27円）

1.介護保険に定める法定利用料金

要介護度	介護報酬 単位/日	自己負担：1割		自己負担：2割		自己負担：3割	
		1日（円）	31日（円）	1日（円）	31日（円）	1日（円）	31日（円）
要介護1	682	701円	21,713円	1,401円	43,426円	2,102円	65,139円
要介護2	753	774円	23,974円	1,547円	47,947円	2,320円	71,920円
要介護3	828	851円	26,361円	1,701円	52,722円	2,551円	79,083円
要介護4	901	926円	28,686円	1,851円	57,371円	2,776円	86,056円
要介護5	971	998円	30,914円	1,995円	61,828円	2,992円	92,742円

利用者の状態およびホームの体制により下記に該当する場合は所定の単位数を加算する場合があります。

加算	単位数（自己負担：1割/2割/3割）
経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月（411円/822円/1,233円）
日常生活継続支援加算2	46単位/日（48円/95円/142円）
栄養マネジメント強化加算	11単位/日（12円/23円/34円）
看護体制加算（Ⅰ）イ	12単位/日（13円/25円/37円）
看護体制加算（Ⅱ）イ	23単位/日（24円/48円/71円）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月（11円/21円/31円）
協力医療機関連携加算（2）	5単位/月（6円/11円/16円）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月（41円/82円/123円）
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月（14円/27円/40円）
配置医師緊急時対応加算	650単位/回（668円/1,335円/2,003円）※早朝・夜間 1,300単位/回（1,336円/2,671円/4,006円）※深夜 325単位/回（334円/668円/1,002円）※通常の勤務時間外 （早朝・夜間・深夜を除く）
安全対策体制加算	20単位/回（21円/41円/62円）※入所時1回限度
看取り介護加算（Ⅱ）	72単位/日（74円/148円/222円）※死亡日45日前～31日前 144単位/日（148円/296円/444円）※死亡日30日前～4日前 780単位/日（801円/1,602円/2,403円）※死亡日前々日、前日 1,580単位/日（1,623円/3,246円/4,868円）※死亡日
再入所時栄養連携加算	200単位/回（206円/411円/617円）
療養食加算	6単位/回（7円/13円/19円）
外泊時費用	246単位（253円/506円/758円）（月6日を限度）
初期加算（30日間）	30単位（31円/62円/93円）

※1.初期加算・・・入所後30日に限り上記料金に1日につき30単位の割増となります。30日を越える病院又は診療所への入院後、再び入所した場合も同様となります。

※2 外泊時費用・・・入所期間中に、入院又は自宅に外泊した場合は、外泊時費用として入院または外泊初日及び最終日を除き、1ヶ月に6日を限度として、1日につき外泊時費用として246単位が加算されるほか、居住費の負担をお願いします。

※3 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）1ヶ月のご利用総単位数に14.0%を加算した額を負担割合に応じて加算

高額介護サービス費の支給要件（この額を超えた分は市町村へ申請することにより返還されます。）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
○世帯内に住民税課税者があり、課税所得 690 万円以上	140,100 円
○世帯内に住民税課税者があり、課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93,000 円
○世帯内に住民税課税者があり、課税所得 380 万円未満	44,400 円
○住民税世帯非課税	24,600 円
・課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	15,000 円（個人）
○生活保護を受給している方	15,000 円（個人）

②その他の料金

所得段階に応じて以下のご負担となります。

所得段階	所得要件	居住費	食費
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	880 円	300 円
第 2 段階	年金収入等 80 万円以下	880 円	390 円
第 3 段階①	年金収入等 80 万円超～120 万円以下	1,370 円	650 円
第 3 段階②	年金収入等 120 万円超	1,370 円	1,360 円
第 4 段階	上記以外の方	2,066 円	1,745 円

※食費は 1 食単位ではなく、1 日単位で計算します。1 日の中で 1 食だけ欠食をされましても食費の返金はありません。しかし、前日の 18 時までには届けていただいた場合で全食欠食された日に関しましては、その日数分は請求いたしません。

2. 日常生活品費 200 円/日（別途申込みが必要になります）
3. 理美容費 2000 円/回
4. 医療費・行事食のほかレクリエーション費用などは自己負担になります。

(3)支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。お支払方法は、銀行口座振替、窓口での支払いもしくは銀行振り込みとし、手数料は利用者が支払うものとします。領収書は次月請求書と一緒に送付いたします。

5. 入退所の手続

(1)入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。契約が済み次第入所していただきサービスの提供をいたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2)退所手続

①お客様の御都合で退所される場合

退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要介護 2、要介護 1 又は要支援 1、要支援 2、あるいは非該当(自立)と認定された場合には、所定の期間の経過を待って退所していただくことになります。ただし、要介護 1 又は要介護 2 の方については、やむを得ない事情により指定地域密着型介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村に申請し、施設の入所検討委員会を経て、特例的に契約の継続が認められることがあります。（「特例入所」という）
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、さらに15日以内に支払わない場合、またはお客様や御家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただきます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

自分の人生を自分らしく生きたいとは誰もが考えることでしょう。しかし身体的、精神的、社会的な様々な弊害が原因で、施設で生活することを余儀なくされた方に対して、できるだけその人らしい生活ができるよう、また利用者の人権が守られるような環境を完備することは私達の使命でもあります。そのためにはその人をよく知り、その人にあった基本的な生活が支えられるような環境や、ケアプランを立てることが要求されます。その上で入居者の自立への意欲を触発しながら、支援していきます。

(1) 身体的抑制の適正化に関する方針について

当施設では身体抑制は行わない方針ですが、他者に影響を拡大するものについては個別に対応いたします。その場合、利用者の自尊心を損なわないように心がけ、それでもなお、事故が予測される場合は本人、家族（代理人・連帯保証人）の了承のもとに、最小限の抑制をする場合があります。その場合、医師や介護担当者全員による抑制の是非について検討会を持ち、その上で家族（代理人・連帯保証人）に説明、了承を得た上でおこないます。抑制しないことによるリスクが発生することもありますのであらかじめご了承ください。当施設では「身体的拘束等適正化のための指針」を定め、「身体等拘束適正化委員会」を定期的に関催し、事故のリスクの管理を行うことで身体的拘束等がない介護を提供しています。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員研修の実施	○	年間の研修計画に応じて実施します
マニュアルの作成	○	作成し定期的に見直しています
身体等抑制	×	適正化委員会を設置し「拘束しない」介護を実践しています

(3) 施設利用にあたっての留意事項

面 会	常時受付 8:30~20:00
外 出、外 泊	届け出ること
飲 酒、喫 煙	希望される場合は要相談
設備、器具の利用	担当者の指導の下に、自由に使用できる
金銭貴重品の持込	可能、事故防止のため事務局で保管依頼を受けることができる
所持品の持込	日常必要なものに限る。
施設外での受診	協力医療機関での受診。専門外の場合は紹介を受けた専門医を受診
宗 教 活 動	館内での布教活動は禁止する
ペ ッ ト	持ち込みは禁止する

(4) 重度化した場合における対応の指針

入居中に利用者の方が重度化された場合の対応については添付した「重度化された場合の指針」に従い対応します。「看取りの介護指針」を定め対応しています。

7. 協力医療機関

・上新井くろかわクリニック	所沢市上新井 1-25-10
・上新井さとうクリニック	所沢市上新井 1-26-1
・医療法人元気会 わかさクリニック	所沢市若狭4-2468-30
・医療法人埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	所沢市美原町 2-2934-3
・医療法人和風会 所沢中央病院	所沢市くすのき台 3-18-1
・医療法人光志会 奥原歯科医院	所沢市小手指町 1-30-10

8. 緊急時の対応方法

御利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、御家族の方に速やかに連絡いたします。なお緊急連絡先については契約書別紙に記入してください。また変更があった場合には速やかにお届けください。

9. 事故および災害発生時の対応

○事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合には前項の緊急時の対応に準じて、利用者への対応を最優先に対応します。また、速やかにご家族に連絡を取るとともに、主治医への連絡もしくは病院への緊急搬送など必要な措置を講じます。
- ・事故の状況、処置等について記録を残すとともに、必要に応じて所沢市に報告をします。
- ・事故に対するマニュアルを定め、発生した事故についてはその都度分析し、対処方法を検討し、再発防止対策を講じています。また、事故を未然に防ぐために、事故につながるヒヤリハット事例を収集・分析し活用しています。
- ・事業者は、万が一サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし免責となる事項があります。

○加入している賠償責任保険

保険の種類：社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

引受幹事保険会社：損害保険ジャパン日本興亜損保株式会社

○火災および災害発生時の対応

- ・当施設は建築基準法例および消防関係法令に適合した施設です。スプリンクラー、自動火災通報装置、消火器、消火設備、避難器具を備えています。
- ・関係法令に従い、有資格者による年2回の消防設備の点検を実施し、消防局に届出を行っています。また消防局立会いのもと、年2回以上の防災（火災・地震・風水害）に対する訓練を実施しています。
- ・大地震等の自然災害、感染症の蔓延等が発生した場合、BCP（事業継続計画）に従って行動します。
- ・防火管理者を定め具体的な消防計画を作成し、消防局へ届出を行っています。
- ・地震等の広域災害が発生した場合の地域の避難所は富岡中学校です。また、当施設は災害時の援助協定を神米金自治会および所沢市と締結しており、災害発生時には福祉避難所としての指定を受けています。

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み	：あり
サービスの情報公表制度による施設情報の公表	：あり
外部機関による第三者評価の実施	：なし

11. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設御利用者相談・苦情担当 介護支援専門員

担当：生澤 英典 電話 04-2990-1080
(月～金曜日 9:00～17:00 土日祝を除く)

②苦情解決責任者 吉田 春樹（施設長）

③第三者委員 丹生 忠三 042-554-1121
 藤野 隆 04-2942-0857

当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

所沢市役所 介護保険課	04-2998-9420 (FAX) 04-2998-9410 8:30~17:15 まで(土日祝日、年末年始を除く)
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568 (FAX) 048-824-2561 8:30~12:00 / 13:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

12. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 博寿会
理事長	吉田 みどり
所在地	所沢市神米金505番1
電 話	04-2990-2580 (飛鳥野の里) 04-2990-1080 (飛鳥野の森)

定款の目的に定めた事業

- | | | |
|----------------------|----------------|-------|
| ① 指定介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 飛鳥野の里 |
| ② 老人短期入所事業 | ショートステイ | 飛鳥野の里 |
| ③ 老人デイサービス事業 | デイサービスセンター | 飛鳥野の里 |
| ④ 新所沢地域包括支援センター | | |
| ⑤ 老人介護支援(在宅介護支援センター) | 老人介護支援センター | 飛鳥野の里 |
| ⑥ 指定地域密着型介護老人福祉施設 | 地域密着型特別養護老人ホーム | 飛鳥野の森 |
| ⑦ 指定地域密着型ケアハウス | 地域密着型ケアハウス | 飛鳥野の森 |
| ⑧ 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護 | 飛鳥野の森 |
| ⑨ その他これに付随する事業 | | |

「重度化した場合における対応に関する指針」

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

- (1) 通常の下況下において施設の看護職員により身体状況の把握と、協力医療機関への情報提供、および協力医療機関の医師による月 2 回以上の往診を継続的に行うことにより、入居者の方の体調管理を行います。
- (2) 入居者に体調不良などが発生した場合には、協力医療機関との連携により、速やかに適切な処置を行います。また入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には、速やかにご家族にご連絡します。ただし、緊急の場合には救急車による搬送を優先して行います。
- (3) 急性期の疾患の治療については、協力医療機関の医師により施設内での療養が可能と判断された場合においては、施設に入居した状態で協力医療機関の医師の指示による治療を行います。ただし、この場合でも症状の悪化等により協力医療機関の医師により施設での治療が困難と判断された場合、または入居者、代理人等が医療機関への入院を希望する場合には、医療機関への入院を調整します。

2. ご入居者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断された場合における看取りの介護に関する指針

看取り介護とは、慢性疾患や老化が進行し心身が衰弱し終末期の状態にある方に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、残された人生の期間を、安心して可能な限りこれまでの生活を継続することを目的として援助することです。本人の尊厳に十分配慮しながら心を込めて介護を行います。

施設での看取りを希望される場合には、「看取りの指針」に従うものとし、その場合には別途同意を得るものとします。

3. 家族との連携に関する指針

ターミナル期のご利用者への対応を行うにあたり、家族等との信頼関係の構築及び協力関係を図り、連絡体制を密にし、相互に協力してご利用者のご家族が可能な限り満足できるような介護を提供します。